

ふるさと納税制度の災害寄附としての利用

公共政策学教育部 (経済政策コース) 松清 かな・帆玉 光輝

1. はじめに	1
2. ふるさと納税制度について	3
2.1 現行ふるさと納税制度の概要	3
2.2 ふるさと納税制度の経緯	4
3. 仮説と推定モデル	6
3.1 仮説	6
3.2 データ	8
4. 推定結果	10
5. おわりに	12
6. 謝辞	12
参考文献	13
付表：記述統計量	14

1. はじめに

ふるさと納税制度は、個人住民税所得割の 20%を限度として、居住地以外の任意の地方公共団体に対して寄附した金額から自己負担分の 2,000 円を差し引いた金額が税額控除される制度である。2008 年度の導入以降、数度の制度変更を経て利用が広がってきた。一方で、ふるさと納税制度には問題点も指摘されている。ここで、そのうち主要なものを三点を紹介する。まず、ふるさと納税制度を利用した寄附によって、寄附者の住所地市区町村から税収が流出し行政サービスの低下に繋がることである。ふるさと納税制度によって控除された分の税収は、地方交付税の不交付団体については補填が行われない。また、交付団体については税収減少額の 25%が当該団体の負担となる¹。次に、控除される限度額が個人住民税の計算の際に使われる所得金額を基準にして決定されるため、高額所得者のほうが全額控除される年間上限額が多く、不公平感があることである²。最後に、ふるさと納税制度特有の特例控除と多くの団体で行われている返礼品の提供によって、ふるさとを応援するとい

¹ 橋本・鈴木 (2016) ; p.35.

² 日本経済新聞「ふるさと納税と地方財政(1) 近畿大学准教授鈴木善充 一指摘されるいくつかの問題点 (やさしい経済学)」2019 年 8 月 7 日朝刊, 26 面.

う本来の目的ではなく、返礼品の有無や内容次第で寄附先が決定されていることである³。

ここで、定量的に寄附金やふるさと納税が集まる要因を分析したものとして次のような研究がある。まず、寄附金一般における分析として、跡田（2008）はふるさと納税制度開始以前の2001年から2004年の47都道府県のクロスセクション・データを用い、寄附額を被説明変数として、地域の雇用者所得、企業所得、電源立地ダミー、特徴的な政策ダミーを説明変数として回帰分析を行っている。結果として、地方公共団体への寄附は雇用者所得や企業所得といった経済力では説明できず、電源立地や積極的なまちづくり政策が寄附金額を増加させる可能性を持つと結論付けている。

他方、ふるさと納税に関する分析として、橋本・鈴木（2016）は、北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の各市町村の2013年のふるさと納税の状況を調査し、魅力的な返礼品を提供している団体や名古屋城・大阪城といった文化財の整備など特徴的な寄附メニューのある団体に対する寄附が多いことを指摘している。また、西村・石村・赤井（2017）は、全地方公共団体を対象として2014年のふるさと納税に関して独自に実施したアンケート結果を用いて、人口規模別に自治体を分けた上でトービットモデルによる回帰分析を行っている。被説明変数に寄附金額を設定したうえで、説明変数として返礼品の有無や返礼品の数、返礼品割合といった「利己的動機」に関するもの、財政力指数・地方税収率・失業率・一次産業比率・「使途説明ダミー」・「金額公開ダミー」といった「利他的動機」に関するもの、クレジットカード決済の可否という「機会費用」に関するものを用いている。結果として、小規模団体において、一次産業比率が有意に正の効果を持つが、一次産業比率と返礼品を提供していない場合に1をとる「特典なしダミー」との交差項は有意に負の効果を持つこと、「特典なしダミー」と「使途説明ダミー」との交差項は有意に正の効果を持つことを示したほか、中・大規模自治体においては返礼品割合が有意に正の効果を持つことを示している。

以上のふるさと納税制度に関する定量分析はいずれも返礼品の持つ寄附金額への影響を明らかにしたものである一方で、Yamamura, Tsutsui & Ohtake（2018）ではふるさと納税寄附金額に対する東日本大震災と返礼品割合の影響を見るために2種類の分析を行っている。一つ目は2008年～2015年の市区町村レベルのパネルデータを用いた分析である。この分析では、対数変換した寄附金額を被説明変数とし、「Afterdisasterダミー」（東日本大震災で被災した自治体で2011年以降に1を取るもの）と対数変換した東日本大震災に係る死者数との交差項を説明変数の一つとしている。この結果として、震災の被害規模が寄附金額に正の影響を与えたことが有意に示された。二つ目は2015年のクロスセクション・データを用いた分析である。対数変換した寄附金額を被説明変数とし、返礼品の提供の有無を示すダミー変数、返礼品に係る総費用を対数変換したもの、対数変換した死者数、寄附金の用途指定の可否を示すダミー変数等を説明変数としている。この結果として、被災に関する変数と返礼品額を表す変数の両方が有意に寄附金額に対して正の効果を持つこと

³ 橋本・鈴木（2016）；p.36

から、ふるさと納税では“selfish”と“altruistic”の両方の動機に基づいた寄附が行われていることを示している。さらに、震災による被害の有無で団体を分けて分析した結果、被害の発生した団体では、対数変換した返礼品の費用の係数が被害の発生していない団体と比べて小さくなっていることから、“altruistic”な動機に基づく寄附は返礼品の影響を受けにくいことを示している。

本論文では、Yamamura, Tsutsui and Ohtake (2018) で示された、災害がふるさと納税制度を通じた寄附金受入額に正の影響を与え、その際には被災団体の提示する返礼品割合は寄附金受入額に影響を与えにくいという分析結果に着目した。そのうえで、Yamamura, Tsutsui and Ohtake (2018) で分析対象とされた東日本大震災のような未曾有の災害時以外でも人は利他性によって寄附行動を変化させるのかという点、またインターネットを通じた情報伝達・寄附募集が人々の寄附行動をどう変えるのかという点を明らかにすることを目的としている。具体的には、2016～2018年度の期間内に発生した複数の災害を分析対象として、特にふるさと納税サイトに被災団体として掲載された団体が寄附金をより多く獲得していることを示す。

そのために、第2章ではまずふるさと納税制度の創設の経緯と概要を紹介する。そして、第3章では仮説と推定モデルを提示し、その推定結果を第4章にて示す。最後にこの分析から得られる政策的含意と残された課題について述べる。

2. ふるさと納税制度について

2.1 現行ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、地方税法第37条の2第1項第1号および第314条の7第1項第1号に規定された、地方公共団体への寄附金制度のことを指す。この制度では、原則として自己負担額(2,000円)を除いた全額が所得税あるいは個人住民税控除の対象となる(図1)。このとき控除額の負担は、所得税分を国が、住民税分を寄附者の住所地市区町村が負担しているが、しかしながら、後者についても国は普通交付税を経由して一部を担う⁴。また、2015年度より確定申告をせずに控除が受けられるワンストップ特例制度が設けられており、同制度を通じて寄附を行った場合は全額が住民税控除の対象となる。

⁴ これは、地方交付税算定に用いられる基準財政収入額において、住所地団体での地方税収減少分が算入される一方で、ふるさと納税先団体での寄附金収入が算入されないことによる。



※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

図 1: ふるさと納税の概要 (ふるさと納税ポータルサイト⁵より引用)

2.2 ふるさと納税制度の経緯

ふるさと納税制度設立の契機となったのは、2006年10月に日本経済新聞紙上で掲載された福井県知事(当時)西川誠一氏のコラムである⁶。2007年5月には菅義偉総務大臣(当時)からも「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という問題提起があり⁷、総務省内で同年6月「ふるさと納税研究会」が立ち上げられた。同会は同年10月に報告書を公表し、この中でふるさと納税の意義として次のようなものを挙げている⁸。

- (1) 納税者の選択: 納税者が自分の意思で納税先を選択することによって、納税の意味や意義、大切さの自覚を促す。
- (2) 「ふるさと」の大切さ: 自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現することを可能にする。
- (3) 自治意識の進化: 寄附金を集めるために効果的な情報提供の自治体間競争が促される。

この報告書では、こうした趣旨を実現するための「最もわかりやすく、使いやすい仕組み」として寄附金税制を応用した制度にすることが提案された。翌年4月に第169回国会で「地方税法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第21号)が成立し、これによって付け加えられた上述の地方税法第37条の2(寄附金税額控除)が根拠となって「ふるさと納税」制度が創設された。従来の寄附金税制との違いとしては、大きく控除方式と適用下限額の2点が挙げられる。控除方式については、従来は課税前の所得から寄附金額を控除する所得控除方式が取られていた。この場合は寄附金額に税率を掛けた分しか税額軽減効果がない。一方、納税額から寄附金額を全額控除する税額控除方式では、高い税額軽減効果が

⁵ 総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税制度の概要」; p.2.

参照 URL: https://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf (最終閲覧日: 2020年1月16日)

⁶ 日本経済新聞「『故郷寄附金控除』導入を一福井県知事西川一誠氏(経済教室)」2006年10月20日朝刊, 29面.

⁷ 総務省「『ふるさと納税研究会』報告書」2007年10月; p.1

参照 URL:

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf
(最終閲覧日: 2020年1月17日)

⁸ *Ibid.*; p.1-2.

あるとされる⁹。研究会の報告書において、ふるさと納税には高い税額軽減効果が求められるとして税額控除方式が適当であると結論付けられ、住民税からの控除についてはこの方式が適用されることとなった。また、国税である所得税も控除の対象とされたが、所得税からの控除は所得控除方式が維持されることとなった¹⁰。適用下限額については、従来は 10 万円以上の寄附しか住民税からの控除対象とならなかったが、5,000 円に引き下げられることとなった¹¹。

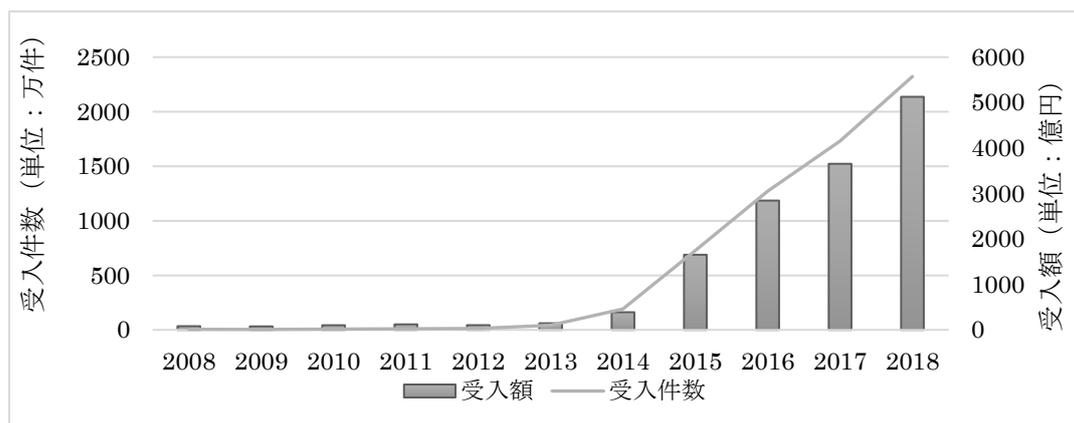


図 2：ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

（「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年度実施）」¹² より筆者作成）

（単位：百万円，千件）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
受入額	8,140	7,698	10,218	12,163	10,410	14,564	38,852	165,291	284,409	365,317	512,706
受入件数	54	56	80	101	122	427	1,913	7,260	12,711	17,302	17,302

表 1：ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

（「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年度実施）」¹³ より筆者作成）

ふるさと納税制度は施行後、数回の制度変更を経ている。2011 年度の税制改正で適用下限額が 5,000 円から 2,000 円に引き下げられた¹⁴。2015 年 4 月には、翌年度分以降特例控

⁹ *Ibid.* ; p.14.

¹⁰ 加藤 (2010) ; p.122.

¹¹ *Ibid.* ; p.123.

¹² 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年度実施）」2019 年 8 月 2 日 ; p.2.

参照 URL :

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190802.pdf (最終閲覧日 : 2020 年 1 月 17 日)

¹³ *Ibid.*

¹⁴ 総務省「ふるさと納税の導入に関する経緯等」 ; p.3.

参照 URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000448758.pdf (最終閲覧日 : 2020 年 1 月 16 日)

除額の限度額が個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられることとなり、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が施行された¹⁵。この影響もあって、ふるさと納税の受入件数は2014年の190万件から2015年の726万件に大幅に増加している(図2)。ふるさと納税制度の利用が盛んになるにつれて、各地方公共団体が豪華な返礼品を提供することで寄附を集めようと競うようになり、このことが問題視されるようになった¹⁶。総務省は2015年・2016年・2017年・2018年の4回にわたって、制度の趣旨に反する返礼品の提供をやめることを求める通知を出している¹⁷。中でも2017年度の通知は、返礼品の価格や寄附金額に対する返礼品の価格の割合を表示しないこと、金銭類似性や資産性の高いものを返礼品として提供しないこと、寄附額に対する返礼品の調達額の割合が3割以下になるようにすることを求めるなど具体的に踏み込んだ内容となっている。こうした通知を経て多くの団体では返礼品の見直しがなされたが、高額な返礼品を提供する団体も残っており¹⁸、総務省は2019年に地方税法を改正した。これによりふるさと納税制度の対象となる団体は総務大臣により指定されることとなった。この指定を受けるにあたっては、返礼品調達費用が寄附金受入額の3割以下であること、返礼品が域内で生産・提供されるものやサービスであること、寄附金の募集が適正になされていること等が要件となっている。

3. 仮説と推定モデル

3.1 仮説

Yamamura, Tsutsui & Ohtake (2017) では、東日本大震災の与えるふるさと納税を通じた寄附行動への影響について分析が為されていたが、本稿ではまずその分析結果が東日本大震災のみならず、任意の災害について拡張した場合にも妥当するかを検討するために、まず2016年度から2018年度に発生した災害が同年度のふるさと納税寄附金額へ与えた影響について推定する。この時、災害発生を示すダミー変数として、国による被災団体指定、具体的には災害救助法が適用されていたあるいは局地激甚災害に指定されていた場合に1を与える「災害救助法+局激ダミー」を用いる。また、同論文では2015年度のクロスセクション・データを用いて、東日本大震災によって犠牲者が発生した団体では返

¹⁵ 橋本・鈴木 (2016) ; p.15.

¹⁶ 参考：日本経済新聞「ふるさと納税返礼合戦 「居住地以外で寄付」に税控除 膨らむお得意感、薄れる趣旨」 2014年10月27日朝刊、35面。

¹⁷ 「地方税法、同施行令、同法施行規則の改正等について」(平成27年4月1日)

「地方税法、同施行令、同法施行規則の改正等について」(平成28年4月1日)

「ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての総務大臣通知」(平成29年4月1日)

「ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての総務大臣通知」(平成30年4月1日)

¹⁸ 総務省「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果(平成30年9月1日時点)」2018年9月11日。

参照 URL :

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20180911.pdf (最終閲覧日：2020年1月17日)

礼品に係る費用の係数が犠牲者の発生しなかった団体と比して小さいことを明らかにしていたが、この点についても、パネルデータで任意の災害について妥当するか分析したい。したがって、以下の2つの仮説を提示する。

仮説1.1. ある市区町村のある年度で起きた災害は、同団体の同年度におけるふるさと納税寄附金額に正の影響を与える。

仮説1.2. その時返礼品割合は、他年度と比してふるさと納税寄附金額に影響を与えにくい。

さて、仮説1では、災害発生を示すダミー変数として「災害救助法+局激ダミー」を用いたが、ある団体で災害が発生したか否かは一意に定まらないことが想定される。そこで本論文では、仮説1.1が支持されることを前提として、説明変数にふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」に被災団体として掲載されたか否かを示すダミー変数と、被災規模を示す一指標として災害死者数を加えて分析をする。この時、寄附者の多くは同サイトを通じてふるさと納税を行うことを仮定して、次の仮説を提示する。

仮説2. ある地方公共団体のある年度で災害が起きた場合、他の条件が同一ならば、ふるさとチョイスに被災団体として掲載されるか否かが、同団体の同年度におけるふるさと納税寄附金額に、災害救助法適用あるいは局地激甚災害指定より大きな影響を与える。

以上の仮説に基づいて本分析では次のような推定モデルを設定する。なお各変数の意味する所については次節で述べる。

$$\begin{aligned} \log(\text{homeyen}_{it}) = & \beta_0 + \beta_1 d2017_{it} + \beta_2 d2018_{it}^{19} + \beta_3 \log(\text{popu}_{it}) + \beta_4 \text{returnpro}_{it} \\ & + \beta_5 \text{fielddum}_{it} + \beta_6 \text{projectdum}_{it} + \beta_7 \text{relo}_{it} + \beta_8 \text{returnpro}_{it} \times \text{relo}_{it} \\ & + \beta_9 \text{HPdum} + \beta_{10} \text{death} + a_i + u_{it} \end{aligned}$$

仮説1.1.に基づけば、災害が発生した年度—この場合には「災害救助法+局激ダミー」(relo)が1の年度—については寄附金額が増加することが予見されるため、 β_7 は正になると推測され、仮説1.2.に基づけば、「災害救助法+局激ダミー」が1の年度については返礼品割合の係数が小さくなることが予見されるため、 β_8 は負になることが推測される。一方、仮説2に基づけば、「災害救助法+局激ダミー」の係数よりも「ふるさとチョイス」掲載ダミー(HPdum)の係数の方が大きくなることが予見されるため、 β_7 よりも β_9 の方が大きくなる

¹⁹ $d2017$ および $d2018$ は、いずれも2016年度をベースカテゴリーとした年度ダミーである。

ことが推測される。

3.2 データ

本分析では 2016～2018 年度における、全 1741 の市町村および特別区のパネルデータを基に行う。

	変数名	変数内容		変数名	変数内容
(1)	homeyen	代理受入調整済み ふるさと納税 寄附金額	(6)	popu	推計人口
(2)	lhomeyen	log(homeyen)		lpopu	log(popu)
(3)	returnpro	返礼品割合	(7)	relo	災害救助法+局激ダミー (災害救助法に適用あるいは 局地激甚災害に指定されてい た場合に 1)
(4)	fielddum	分野指定ダミー (分野指定していた 場合に 1)	(8)	HPdum	「ふるさとチョイス」 掲載ダミー
(5)	projectdum	事業指定ダミー (事業指定していた 場合に 1)	(9)	death	災害死者数

表 2：変数一覧

- (1) 平成 29 年度から令和元年度における「ふるさと納税に関する現況調査について」ⁱより、「昨年度に受け入れた寄附金額」から「被災地方団体の代理受入に係るもの」を考慮して調整したもの。なお、「被災地方団体の代理受入に係るもの」の項目には、被災団体と代理受入団体双方に値が記入されている場合があったため、調整の際には、ふるさと納税サイトⁱⁱや過去の災害などを参考として、代理受入団体と認められた場合のみ「昨年度に受け入れた寄附金額」から「被災地方団体の代理受入に係るもの」を引いたものを homeyen としている。また、「代理受入調整済みふるさと納税寄附金額」が 0 であった団体（累計 6 団体）については分析の対象から除外した。
- (2) 「現況調査」より、「昨年度のふるさと納税の募集や受入等に伴う費用」のうち「返礼品の調達に係る費用」を「代理受入調整済みふるさと納税寄附金額」で除したもの。なお、「返礼品の調達に係る費用」が空白だった団体に関して、ふるさと納税に対する返礼品を送付していないと回答した団体については returnpro=0 とし、していると回答した団体については欠損値とした。また、「昨年度のふるさと納税の募集や受け入れ等

に伴う費用」が「代理受入調整済みふるさと納税寄附金額」の3倍以上となった団体（累計5団体）については、理論的に不整合な外れ値として除外した。

- (3) 「現況調査」より「ふるさと納税を財源として実施する事業等の分野を選択できる」と回答した団体に1を与えている。
- (4) 「現況調査」より「ふるさと納税を財源として実施する事業を選択できる」と回答した団体に1を与えている。
- (5) 2016年から2018年における「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」ⁱⁱⁱより。
- (6) 災害救助法の適用状況については、平成28年度から30年度における「災害救助法の適用状況」^{iv}を、局地激甚災害の指定状況については、平成28年度から30年度における「激甚災害の指定状況一覧」^vを参照している。
- (7) 株式会社トラストバンクが運営するサイト「ふるさとチョイス」より「災害支援」のページ^{vi}に2019年12月18日段階で掲載されていた団体に1を与えている²⁰。さて、仮説2を推定するためには、災害救助法+局激ダミーと「ふるさとチョイス」掲載ダミーとがそれぞれ1を与える団体が異なっていることが必要条件となる。両者の関係を示したのが表3である。この表によると、災害救助法+局激ダミーは1でありながら「ふるさとチョイス」掲載ダミーは0である団体が356団体、また、その逆にあたる団体が70団体存在しており、その条件を満たすことが分かる。
- (8) 平成28年度から30年度における「災害状況一覧」^{vii}による。また、熊本地震については熊本県^{viii}と大分県^{ix}が発表した資料を参照している。

relo	HPdum		Total
	0	1	
0	4670	70	4740
1	356	116	472
Total	5026	186	5212

表3：災害救助法+局激ダミーと「ふるさとチョイス」掲載ダミーとの分割表

²⁰ 「災害支援」のページに掲載されている団体がどのように選ばれているのかについては株式会社トラストバンクの方に問い合わせ、次のような回答をいただいた。基本的には団体からの申し出を受けて掲載しており、その団体がかねてふるさとチョイスを利用しているか否かにかかわらず、ふるさと納税の適用対象となっている全ての団体からの申し出に対して活用できるようになっている。また「『災害』として掲載することが適切か」については一定の基準を設けているとのことであった。以上は、2020年1月時点での情報である。

4. 推定結果

仮説 1 の推定結果を示したものが(2)~(4)である。(2)の推定結果では、災害の発生 ($relo=1$) がふるさと納税寄附金額に統計的有意な正の影響を与えることが示されており、具体的には災害の発生した自治体は他年度と比較して約 10.41%多くふるさと納税が集まることが分かる。また、(3)の推定結果によると、災害発生ダミー変数と返礼品割合との交差項は統計的有意に負であり、すなわち、災害の発生していない団体においては返礼品割合 1 ポイントの上昇はふるさと納税寄附金額を 1.48%上昇させるのに対して、災害の発生した団体ではその効果は 0.30%ほどになっていることが分かる。このことは、ふるさと納税制度が災害への寄附経路として用いられていること、そして、その際には返礼品割合の多寡が寄附者の行動に影響を与えにくいことを明らかにしたものであると言える。

仮説 2 の推定結果が(5)~(8)である。(2)と(5)とを比較すると、(2)における他の独立変数を固定したうえで災害救助法+局激ダミー ($relo$) を「ふるさとチョイス」掲載ダミー ($HPdum$) に変えることで、その係数は 0.1041 から 0.3174 へ上昇し、災害救助法適用あるいは局地激甚災害指定より「ふるさとチョイス」にて被災団体として掲載された方が、被災団体のふるさと納税寄附金額に大きな正の影響を与えることが推測される。そして、(7)を見ると、ある団体が「ふるさとチョイス」において被災団体として掲載された場合、同団体の寄附金額は 24.20%統計的有意に上昇するのに対して、他の条件が同一ならば災害救助法適用あるいは局地激甚災害指定は統計的に有意な影響を与えないことが分かる。なお、(7)の推定結果について、「ふるさとチョイス」掲載ダミーと災害救助法+局激ダミーの各係数間には統計的に 5%水準で有意な差がある ($F(1, 1739) = 5.20; p = 0.0227$)。以上のことは、寄附者がふるさと納税制度を通じて「被災団体」への寄附を行う際には、災害救助法適用あるいは局地激甚災害指定といった法的な「被災団体」の指定より、ふるさと納税サイトにて「被災団体」として掲載されているか否かを、いずれの団体に寄附するか決定するための参考としていることを示唆するものである。

以上の結果は、分野指定ダミーと事業指定分野ダミーを除外した場合 (推定結果(4)および(8)) においても同様の結果が得られることから頑健なものであると考えられる。

表 4：推定結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	lhomeyen							
returnpro	1.3826*** (0.2093)	1.3938*** (0.2097)	1.4800*** (0.2122)	1.4832*** (0.2124)	1.4315*** (0.2111)	1.4323*** (0.2112)	1.4549*** (0.2115)	1.4586*** (0.2117)
fielddum	0.1586 (0.0999)	0.1573 (0.0993)	0.1565 (0.0991)		0.1461 (0.0989)	0.1464 (0.0988)	0.1357 (0.0987)	
projectdum	0.0623 (0.0507)	0.0605 (0.0505)	0.0552 (0.0502)		0.0494 (0.0501)	0.0495 (0.0501)	0.0457 (0.0500)	
lpopu	2.7588** (1.3062)	2.9988** (1.3126)	2.7477** (1.3072)	2.8049** (1.3075)	2.7861** (1.3007)	2.8546** (1.2993)	2.6589** (1.2924)	2.7010** (1.2920)
relo		0.1041** (0.0440)	0.4173*** (0.1202)	0.4208*** (0.1213)		0.0303 (0.0467)	0.0148 (0.0468)	0.0139 (0.0469)
relo ×returnpro			-1.1828*** (0.3859)	-1.1920*** (0.3893)				
HPdum					0.3174*** (0.0647)	0.3012*** (0.0699)	0.2377*** (0.0696)	0.2420*** (0.0697)
death							0.0239*** (0.0052)	0.0245*** (0.0053)
_cons	-11.1942 (13.1778)	-13.6239 (13.2426)	-11.1116 (13.1875)	-11.5449 (13.2006)	-11.4781 (13.1220)	-12.1712 (13.1085)	-10.1925 (13.0389)	-10.4930 (13.0452)
d2017	0.3149*** (0.0266)	0.3191*** (0.0267)	0.3163*** (0.0267)	0.3206*** (0.0267)	0.3159*** (0.0266)	0.3171*** (0.0267)	0.3178*** (0.0267)	0.3214*** (0.0267)
d2018	0.5924*** (0.0408)	0.5832*** (0.0410)	0.5820*** (0.0409)	0.5921*** (0.0406)	0.5813*** (0.0405)	0.5792*** (0.0407)	0.5809*** (0.0406)	0.5894*** (0.0403)
Obs.	5192	5192	5192	5192	5192	5192	5192	5192
R-squared	0.1590	0.1605	0.1638	0.1626	0.1652	0.1653	0.1682	0.1673
χ^2 test value	689.812***	723.0257***	726.0058***	1782.962***	702.3904***	724.4544***	730.0556***	685.2108***

*** $p < 0.01$, ** $p < 0.05$, * $p < 0.1$

推定値下のカッコ内の計数は団体間における不均一分散を仮定した推定値の標準誤差である。

また、 χ^2 test value は各推定におけるハウスマン検定の結果を示している。いずれの分析においても、同検定において帰無仮説が棄却されたことに基づき固定効果モデルを採択している。

5. おわりに

本論文では、まず、ふるさと納税制度が災害寄附金経路として用いられていること、そして、その際には返礼品割合の影響が小さいことを定量的に明らかにした。このことはふるさと納税制度に関する政策議論を展開する際に、新たな視点を提供し得るものだと考える。しかしながら、このことは当然にふるさと納税制度の美点として見做され得ない。すなわち、ふるさと納税制度を通じた災害寄附金は、その多くが個人ではなく、居住団体・国によって負担されているために、その正当性については、国あるいは非被災団体は被災団体を支援すべきか、またその配分はいかに決定されるべきかといった規範的議論を踏まえて、吟味されるべきである。

また、ふるさと納税制度における災害寄附金経路においては、法的に被災団体と認められた団体よりふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で被災団体として掲載された団体の方が、他の年度と比して被災した年度に大きな寄附金額を得ることも定量的に示した。この結果は、被災した地方公共団体がふるさと納税サイトに掲載されるよう申し出ることの有効性を示唆するものと言え、地方公共団体の復興政策に対する一定の含意を得られたものである一方、国にとってそれが望ましいことであるかは上述のように規範論を踏まえて議論する必要がある。

加えて、本論文の内的妥当性に関する課題について大きなものを三点ほど指摘する。一つは、3年分のみのパネルデータを基に分析しているため、固定効果の推定が不十分であった可能性が考えられることである。二つ目は、浸水家屋等、他の被災状況を示す非固定変数がモデルから除外されていることである。本分析では広く「災害」を扱ったために被災状況を示す説明変数は災害死者数のみであったが、それ以外の被災状況を示す変数も寄附者の行動に影響を与え得ることが想定される。三つ目は、年度ごとのデータを以て分析しているために、Donor fatigue を考慮できていないことである。Donor fatigue とは、災害の持つ寄付行動への影響が時間とともに減衰する現象のことを指し、Brown&Minty (2008) や Brown&Po (2009) でその存在が確認されている。

6. 謝辞

最後に、本論文を書くにあたって懇切にご指導いただいた東京大学大学院公共政策学連携研究部小川光教授ならびに同講師深澤映司先生、さらに我々の不躰なメールに対して丁寧にご返事を下さった株式会社トラストバンクの方々には深くお礼申し上げます。また、本論文では数多の災害を対象として分析を行ったが、それらの災害によって亡くなられた方々に心から哀悼の意を表し、加えて、ご遺族ならびに被災された方々にもお見舞いを申し上げます。

参考文献

- 跡田直澄（2008）“地方自治体への寄付と政策”『三田商学研究』第 50 巻第 6 号, p.33-43.
- 加藤慶一（2010）“ふるさと納税の現状と課題 —九州における現地調査を踏まえて—”『レファレンス』平成 22 年 2 月号, p.119-130.
- 西村慶友・石村知子・赤井伸郎（2017）“ふるさと納税（寄付）のインセンティブに関する分析 —個別自治体の寄付受け入れデータによる実証分析—”『地方財政学会研究叢書』Vol.24, p.150-178.
- 橋本恭之・鈴木善充（2016）“ふるさと納税制度の現状と課題”『会計検査研究』No.54, p.13-38.
- Yamamura, Eiji, Tsutsui, Yoshiro, and Ohtake, Fumio (2018) “Altruistic and selfish motivations of charitable giving: The case of the hometown tax donation system (Furusato nozei) in Japan” *ISER Discussion Paper*, No.1003.
- Brown, Philip H., and Jessica H. Minty (2008) “Media coverage and charitable giving after the 2004 tsunami” *Southern Economic Journal* , Vol.75, No.1, p.9-25.
- Brown, Philip, and Wong, Po Yin (2009) “Type of News Coverage and Donations to Disaster Relief: Evidence from the 2008 Cyclone in Myanmar”.

付表：記述統計量

付表1：プールされた変数の記述統計量

Variable	Obs	Mean	Std.Dev.	Min	Max
homeyen	5212	2.20e+08	1.03e+09	2000	4.98e+10
lhomeyen	5212	17.4568	2.0112	7.6009	24.6303
returnpro	5192	.2751	.1439	0	2.3936
fielddum	5212	.9071	.2903	0	1
projectdum	5212	.1462	.3533	0	1
popu	5212	73600	188000	160	3740000
lpopu	5212	10.0906	1.4931	5.0752	15.134
relo	5212	.0906	.287	0	1
HPdum	5212	.0357	.1855	0	1
death	5212	.1222	1.7746	0	73

付表2：2016年度の変数の記述統計量

Variable	Obs	Mean	Std.Dev.	Min	Max
homeyen	1736	1.61e+08	4.68e+08	10000	7.33e+09
lhomeyen	1736	17.1694	2.0576	9.2103	22.7157
returnpro	1722	.2736	.1677	0	2.3936
fielddum	1736	.8923	.3101	0	1
projectdum	1736	.1089	.3116	0	1
popu	1736	73700	188000	166	3730000
lpopu	1736	10.1001	1.4869	5.112	15.1317
relo	1736	.0524	.2229	0	1
HPdum	1736	.0225	.1482	0	1
death	1736	.1642	2.2326	0	73

付表3：2017年度の変数の記述統計量

Variable	Obs	Mean	Std.Dev.	Min	Max
homeyen	1739	2.08e+08	6.30e+08	2000	1.35e+10
lhomeyen	1739	17.4831	2.003	7.6009	23.3284
returnpro	1734	.2883	.1438	0	.8478
fielddum	1739	.908	.2891	0	1
projectdum	1739	.1357	.3426	0	1
popu	1739	73500	188000	160	3740000
lpopu	1739	10.0884	1.4958	5.0752	15.1335
relo	1739	.0328	.1781	0	1
HPdum	1739	.0196	.1385	0	1
death	1739	.0322	.8268	0	34

付表4：2018年度の変数の記述統計量

Variable	Obs	Mean	Std.Dev.	Min	Max
homeyen	1737	2.92e+08	1.59e+09	15000	4.98e+10
lhomeyen	1737	17.7179	1.9345	9.6158	24.6303
returnpro	1736	.2635	.1144	0	1.1229
fielddum	1737	.9211	.2696	0	1
projectdum	1737	.194	.3956	0	1
popu	1737	73500	188000	166	3740000
lpopu	1737	10.0832	1.4974	5.112	15.134
relo	1737	.1865	.3896	0	1
HPdum	1737	.0651	.2467	0	1
death	1737	.1704	1.943	0	55

-
- i 総務省「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査について」, 2019年8月2日.
入手先 URL :
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190802.html (最終閲覧日: 2019年12月4日)
- 総務省「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査について」, 2018年7月6日.
入手先 URL :
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20180706.html (最終閲覧日: 2019年12月4日)
- 総務省「平成29年度ふるさと納税に関する現況調査について」, 2017年7月4日.
入手先 URL :
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20170704.html (最終閲覧日: 2019年12月4日)
- ii 参照: 株式会社トラストバンク「ふるさとチョイス 災害支援」.
入手先 URL : <https://www.furusato-tax.jp/saigai/>
(最終閲覧日: 2019年12月10日)
- iii e-Stat「住民基本台帳に基づく人口, 人口動態及び世帯数調査 2018年」, 2018年7月6日.
入手先 URL :
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&tstat=000001039591&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&cycle_facet=tclass1%3Acycle (最終閲覧日: 2019年12月4日)
- e-Stat「住民基本台帳に基づく人口, 人口動態及び世帯数調査 2017年」, 2017年7月5日.
入手先 URL :
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&tstat=000001039591&cycle=7&year=20170&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&cycle_facet=tclass1%3Acycle (最終閲覧日: 2019年12月4日)
- e-Stat「住民基本台帳に基づく人口, 人口動態及び世帯数調査 2016年」, 2016年7月13日.
入手先 URL :
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&tstat=000001039591&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&cycle_facet=tclass1%3Acycle (最終閲覧日: 2019年12月4日)

-
- iv 参照：内閣府政策統括官（防災対応）「災害救助法の指定状況」。
入手先 URL：http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html
（最終閲覧日：2019年12月10日）
- v 参照：内閣府政策統括官（防災対応）「過去5年の激甚災害の指定状況一覧」。
入手先 URL：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>
（最終閲覧日：2019年12月8日）
- vi 参照：株式会社トラストバンク「ふるさとチョイス 災害支援」。
入手先 URL：<https://www.furusato-tax.jp/saigai/>
（最終閲覧日：2019年12月18日）
- vii 参照：内閣府政策統括官（防災対応）「災害状況一覧」。
入手先 URL：<http://www.bousai.go.jp/updates/index.html#h30>
（最終閲覧日：2019年12月8日）
- viii 熊本県危機管理防災課「平成28（2016）年熊本地震等に係る被害状況について【第230報】」，2017年3月31日。
入手先 URL：
https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=15459&sub_id=219&flid=101843（最終閲覧日：2019年12月10日）
- ix 大分県生活環境部防災局防災対策室「平成28年熊本地震」に伴う災害情報について（最終報）」，2017年3月27日。
入手先 URL：https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1057654_1449673_misc.pdf
（最終閲覧日：2019年12月10日）